



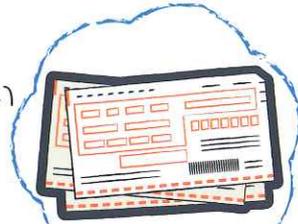
こうれいしゃとうけん りょうご
ふなばし高齢者等権利擁護センター

ぱれっと

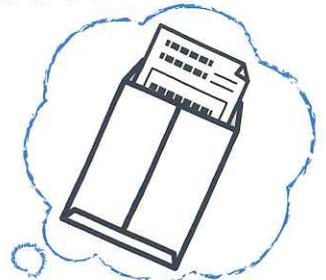
にちじょうせいかつ じりつ し えん じ ぎょう
日常生活自立支援事業

りょうあんない
ご利用案内

こうきょうりょうきん いりょうひ
公共料金や医療費の
しはら てつだ
支払いを手伝ってほしい



ふくし
福祉サービスの
りょう
利用のしかたが
わからない



しやくしよ
市役所などから届く
しよるい
書類をどうしたら
いいかわからない



つうちょう
通帳やはんこを
しんぱい
なくすのが心配



このようなときは、ぜひご相談ください

【利用申込・お問い合わせ】

社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会
ふなばし高齢者等権利擁護センター ぱれっと

〒273-0011

船橋市湊町2-5-1 アイカワビル5階

TEL: 047-431-7560

FAX: 047-401-7586





「日常生活自立支援事業」ってなに？

定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業です。



「日常生活自立支援事業」は国庫補助金の名称です。
社会福祉法第2条には「福祉サービス利用援助」として規定されています。



ご利用いただける方

- 船橋市内にお住まいの方
- 高齢の方（おおむね65歳以上）
- 障がいのある方
- 契約内容を理解できる能力と利用を希望する気持ちがある方

※この事業はご本人と社会福祉協議会が契約をして、支援計画にもとづいたサービスを提供します。そのため、契約に際してその内容を理解する能力がある方が対象です。



サービスの内容

①福祉サービス利用援助（利用者全員に提供するサービス）

- 福祉サービスの利用における情報の提供、相談、申込の援助や支払手続き
- 福祉サービスの苦情を解決するための援助
- 日常生活に必要な事務に関する手続き

②財産管理サービス（希望する利用者に提供するサービス）

- 日常的な生活費に必要な預貯金の預け入れや払い戻しの手続き
- 公共料金、税金、医療費等の支払い代行
- 年金、手当等の受領確認
- 日常的な生活費のやりくりについての相談

③財産保全サービス（希望する利用者に提供するサービス）

- 通帳や保険証書、年金証書、不動産権利証、実印などを金融機関の貸金庫に保管

※現金、宝石、骨とう品、貴金属類、株券、有価証券、自宅の鍵などはお預かりできません



※日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助)では出来ないこと

- ・ 日常の買い物、家事、送迎
- ・ 口座の新規開設
- ・ 入居や入院の契約の代理や医療行為の同意
- ・ 身元引受人や保証人になること
- ・ お亡くなりになった後の払い戻しや支払い
- ・ キャッシュカードでの払い戻し
- ・ 定期預金の出し入れや解約
- ・ 自宅の処分や賃貸住宅の解約
- ・ 確定申告などの専門家が行うもの
- ・ 浪費や身だしなみの注意などといった生活指導



ご利用までの流れ

相談受付

ふなばし高齢者等権利擁護センターぱれっとにご相談ください。



訪問調査

専門員が自宅に訪問し、①事業についての説明、②ご本人の生活についての聞き取り、③契約意思の確認を行います。お聞きした内容について、秘密を守ります。



審査

訪問調査の内容を契約締結審査会(千葉県後見支援センター)に提出し、ご本人との契約が適切かどうか、医師や弁護士などの専門家による審査が行われます。 ※審査会は月1回実施



支援計画の作成・契約締結

ご本人の希望を確認しながら、専門員が支援計画を作ります。よければ契約を結びます。

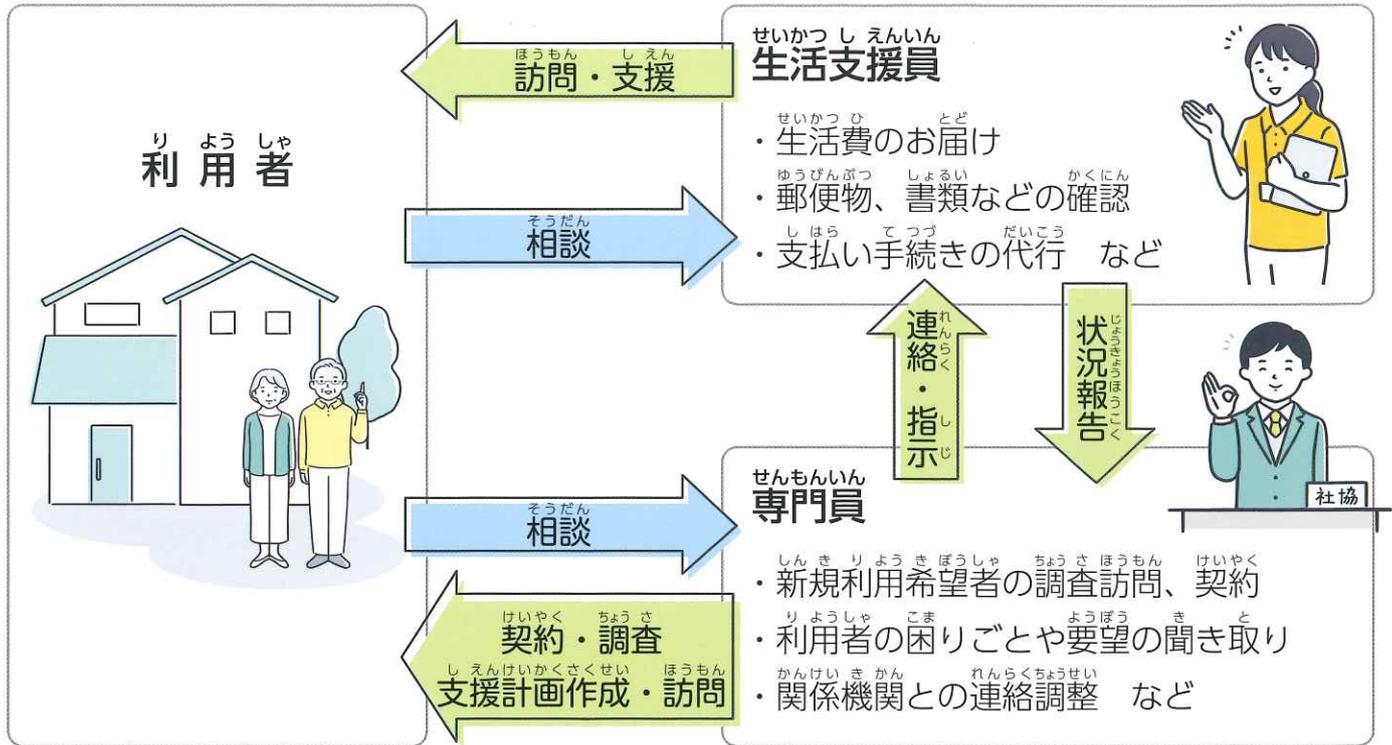


サービス開始

支援計画にもとづいて定期的に訪問し必要に応じた支援を行います。

※実際の契約、利用開始までは2か月～3か月ほどかかります。

しえん 支援について



利用料 (生活保護者は免除)

	時間	単価
福祉サービス利用援助	1時間30分未満 以降、30分毎に500円加算	1,000円
金銭管理サービス	ご本人宅へ訪問する際の交通費 (1,000円以内) が別途かかります	
年会費	年間3,600円 (月額300円)	
財産保全サービス	年間3,000円 (月額250円)	

せいねんこうけんせいど 成年後見制度について

認知症が進んだ高齢の方や知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない方に対し、後見人等が財産の管理、身上配慮などを行うことによって本人を保護・支援する制度です。

法定後見…本人の判断能力の程度によって、後見・保佐・補助の3類型に分かれています。

任意後見…本人の判断能力が不十分になったときにそなえて、任意後見契約を行い、それに従って任意後見人が本人を援助をします。

※ 日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助) の対象にならなかった場合

訪問調査・面談などで契約が難しいと判断した場合や、審査で契約能力に疑いがあった場合は「成年後見制度」のご利用をすすめることがあります。